



# 島根県報

平成26年1月17日（金）

号外第3号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 4

**告 示**

**島根県告示第22号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年1月17日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷141番1地先から同189番1地先まで	前	A	メートル 3.50～9.20	メートル 370.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  拡幅及び減幅 ダブルウェイ解消 不用物件発生 市道移管
				B	8.00～23.00	320.00	
			後 A	7.00～29.00	320.00		
〃	松江鹿島美保関線	松江市島根町野井1032番1地先から同565番地先まで	前	A	5.50～22.00	344.00	松江県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  道路改良工事 トリプルウェイ 仮設道設置
				B	14.00～33.00	95.00	
			後	A	5.50～22.00	344.00	
				B	14.00～33.00	95.00	
		C	松江市島根町野井1032番2地先から同1035番4地先まで	6.00～15.00	75.00		
〃	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町730番1地先から同町129番6地先まで	前	A	14.37～38.32	156.22	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	11.24～15.81	175.80	
			後 A	14.37～38.32	156.22		

”	安来伯太日 南線	安来市吉岡町554番2地 先から同市九重町40番 2地先まで	前	6.00～ 14.00	88.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	13.00～ 20.00	88.00		

## 島根県告示第23号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷1188番1地先から同番6地先まで	メートル 21.00	平成26年 1月17日	松江県土整備 事務所	
〃	松江鹿島美保 関線	松江市島根町野井1032番2地先から同 1035番4地先まで	75.00	平成26年 1月20日		
〃	上意東揖屋線	松江市東出雲町上意東1931番1地先か ら同2924番1地先まで	273.53	平成26年 1月17日		
〃	安来伯太日南 線	安来市吉岡町554番2地先から同市九重 町40番2地先まで	88.00	平成26年 1月17日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	〃	安来市宇賀荘町下新田1187番2地先か ら同1184番1地先まで	25.00	平成26年 1月17日		
〃	〃	安来市宇賀荘町下新田1090番地先から 同町千代富114番1地先まで	234.00	平成26年 1月17日		